



Title	報告4 光復（解放）から半世紀が過ぎた韓日関係の視角
Author(s)	高, 翔龍; Koh, Sangryong; 岡, 克彦//訳 他
Citation	北大法学論集, 47(5), 482-485
Issue Date	1997-02-10
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15700">https://hdl.handle.net/2115/15700</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	47(5)_p482-485.pdf



## 報告4..光復（解放）から半世紀が過ぎた韓日関係の視角

高 翔 龍  
岡 克 彦 記

I 韓国が光復<sup>(1)</sup>を迎えて、すでに半世紀が過ぎた。昨年、韓国政府は日本帝国統治の総本山であった旧朝鮮総督府、現在の国立民族博物館の建物を撤去することに決定した。この年は、この建物の撤去作業に着手するなど、光復に関するさまざまな行事が行われた。これに比べ、今年はどうしてか静かななかで半世紀が過ぎようとしているようだ。

去る一学期の間、東京大学で講義をしながら、また日本のいろいろな大学の教授たちと討論をするなかで、今更のように「日本は外国である」ということを感じた。もちろん、今まで一〇年余りの間、日本で留学生として、また研究員として滞在した経験はある。その経験の中で、日本は外国であることは知って

いた。けれども、外国という視角から「正しく」日本を見てこなかったということを、今回の機会を通じて痛感した。この視角の問題は、日本人が韓国を外国という視角から見ない、また見ようとしなかったことに対応することだと、私なりに考えるようになった。この原因は、今まで、互いに解かれることのない錯覚のなかで、それぞれが過ごしてきたことによるものではないのかと思う。すなわち、韓日の間にある類似性と異質性をそのごとくに認識できなかったり、また両者を混同したこともとづくものではないのだろうか。

Ⅱ 類似性といえ、それはふたつの面から検討してみることが出来る。

まず、外形的な面から見れば、日本人は韓国人とは容貌も肌の色もほとんど同じであると、韓国人は感じる。東京や大阪の街のなかを闊歩して見れば、我知らずにソウルや釜山の街並みように思えてくる。しかし、ある瞬間、ことばが通じなくなつたとき、はじめてそこが日本だと気づいた、という経験をするようになる。このような経験は、日本人が韓国に来たときも同様の体験をするということをよく耳にする。なぜ、こうした錯覚に陥るのか。

次に、文化や認識の面から類似性を見ると、日本の文化は、韓国から伝授されたものを土台として形成したものである。だから、韓国人は日本を兄弟関係でいう弟のような関係として認識している。日本が外国であるということの頭なかなでは分かっている。無意識のうちにはそのようには理解していない。これに対して、日本人は、三六年もの間、韓国を支配したという優越的な意識のなから韓国を見ようとする。たとえば、日本帝国が残した遺産が、街のどこにでも見られる日本料理店や、建築・土木工事で日本語がそのまま普通名詞として使われていること、のみならず、韓国人の生活を規律している社会制度や

基礎的な技術に至るまでも、いまだに韓国で見られる表面的な生活文化に残っているという認識によって、日本人も、韓国が外国であると知りながらも、無意識のうちではそのように理解していないのである。

Ⅲ しかし、より踏み込んで相手を具体的に見ると、韓国と日本とは互いに外国という関係に置かれていることを知るようになる。すなわち、両者の間には著しい違いがあるということを確認するようになる。

簡単な例として、今回、東京大学法学部の講義及び期末試験に現れたことを取り上げることしよう。まず、両国間の血縁関係を見れば、すでに知られていることではあるが、日本においては、法律上、近親婚禁止の範囲は三親等内である（日本民法七三四条）。四親等以上の親族の間では、婚姻が可能である。実質的にも優生学的な問題のほかには何の問題もない、というのが日本人の一般的な認識である。一方、韓国では、同姓同本不婚の原則（韓国民法八〇九条一項<sup>(2)</sup>）は、法律上でもまた韓国人の認識の中にも厳格に守られている。この違いは到底、理解できない部分である。また、日本では、婚姻後、夫婦の姓は当事者の合意にもとづいて、夫または妻の姓にしたがうようにな

っている（日本民法七五〇条）。このことは、姓不変の原則<sup>(3)</sup>を堅持している韓国の場合とは、余りにもかけ離れている。

また、日本のイエ（戸主）制度は、今日法律上廃止されている。けれども、この制度は未だに機能的な手段として息づいている。それが、すなわち「家業継承」である。例えば、おでん屋、すし屋、理髪店などで、その家業が何代も受け継がれている姿を日本の至る所で容易に見受けられる。他方、韓国の戸主制度は「父系血統の承継」を目的としているために、その制度目的が全く異なっていることを知るようになる。

このような家族制度や家族に対する認識の違いは、結局、生活構造、社会構造、経済構造の差異として現れる、ということは見過ごされてはならない。

IV 日本を何週間か旅行したり、また二、三年日本で生活をしたというところで、いかにも「日本文化の専門家」のつもり、という錯覚のなかからことばを吐いたり、本を書いているのを、われわれの周りに多く見受けられる。もちろん、ある部分に対しては、正しく認識しているところはある。しかし、それが日本のすべてでない、ということを率直に認めなければならぬであらう。まず、われわれは感情を入れずに現実を直視して、

「日本は外国である」ということを認めることができなければならぬ。同様に、日本人も「韓国は外国だ」ということを認めるべきである。互いを外国として認め合うためには、隣国を正確に知らなければならず、かつ知るための努力を傾けなければならぬ。このような認識と努力が両国民のこころのなかに強く定着するようになり、実践に移されるようになれば、両国は互いに「近しい国」となりうる出発点に立つことができよう（出典・韓国『漢拏新聞』一九九六年八月二七日付）。

### 訳註

(1) 光復とは、輝きを取り戻すことを意味する。とりわけ、一九四五年八月一日、日本帝国による植民地支配からの解放を指している。

(2) 同姓同本不婚の原則とは、本貫（氏族発祥の地）及び姓を同じくする父系血族内での婚姻を禁止することをいう（金疇洙『親族・相続法』第四全訂版 ソウル 法文社 一九九三 一一九頁）。たとえば、全州李氏の場合、全羅北道・全州が本貫であり、李が姓である。この原則によって、全州李氏の父系血族内での婚姻が禁止されることになる。韓国の逸話では、男女が最初に出会ったときは、必ず相手の本貫と姓を確かめるといわれている。

(3) ここでいう、姓とは原則的に父系血統を表示している。韓国では父系血統を伝統的に重んじる立場から、たとえ、婚姻という事実があったとしても、そのことによつて本人の姓は変わらない。より正確にいえば、変えてはならないのである。これが姓不変の原則である(金疇洙・前掲註(2) 四六一頁)。